

平成27年1月14日

中環審・産構審合同会議説明資料 別紙

全国町村会

中環審・産構審合同会議でのヒアリングに当たり。本会では各町村の状況を把握するため、町村にアンケート調査を行った。

回答のあった町村における状況や意見は概ね以下の通りである。

1. 自動車リサイクル制度に係る対応状況

① 不法投棄車両の発生状況・処理状況及び考えられる発生原因

- 放置されている自動車が古い（昭和40～50年前半型）ことから、当時の廃車制度に問題があるのでは？
- 私有地である場合が多く、他人に迷惑をかけていないとの認識が強い。
- 処理費用がかかる、撤去方法が分からない。
- 自動車解体業者が事業の後れにより、解体しきれず半年以上同じ場所で保管
- 車両ナンバーや車検があったため、故障や盗難など何らかの事情で乗り捨てられたものと推察される。
- 住民への周知不足
- 他の不法投棄と同様に原因者が廃棄しようとしたときに、不法投棄しやすい環境があると助長してしまう。
- 所有者の維持費等の有無、駐車場の有無
- 自動車取扱・整備業引取・処分業者が廃棄処分費の負担を避けるため。
- 事業用倉庫として利用していた廃車が、老朽化や後継車不足により放置又は投棄される。

② 不法投棄車両の覚知・把握方法及び原因者の把握方法

- 放置箇所は山林であるため、たまたま通りかかった方からの通報となる。
- 通報者からの情報提供（通報者が近隣住民である場合が多いため）。
- 関係機関（警察等）に依頼し、原因者の特定に努める。
- 町職員及び保健所職員の巡回
- 車両ナンバーがあった場合は、警察等関係機関への名寄せ照会による原因者の把握
- 住民からの通報及び不法投棄パトロールにより、長期間放置されていると考えられる車両について把握する。原因者の把握については、警察等の協力により実施することになる。
- 運輸局、軽自動車検査協会への照会

○発見者からの連絡。調査等は県へ。

③ 原状回復（不法投棄車両の撤去・保管・処分）における状況や問題点

- 山林等に放置された自動車の撤去費の捻出
- 私有地での投棄に関しては、所有者の同意が得られない場合が多く、処分に至らない。
- 費用の問題もあり、原状回復の方法が分からない。
- 原状回復の原則は原因者に帰属するものの、車両ナンバーなどの証拠が不十分なため、その原因者が特定できない。
- 大量の不法投棄車両が発生した場合は、原状回復に係る費用負担が高額となるため、財政面で厳しい状況となる。
- 警察の照会で原因者が判明しなかった場合に、町が負担して処分することになる。
- 所有者への撤去通知文書が届かない。
- ほとんどの場合は、ナンバープレートや車検証などの所有者判明につながる手がかかりとなるものが外されている。そのため、不法投棄車両が盗難されたものなのか、処理業者が不適切な処理をしたため廃車手続きができていないものなのか、といった確認ができない部分が多いため、むやみに撤去できないのが現状。

④ 未然防止対策の実施状況

- 近年、放置自動車は減少している。数十年前に放置された自動車対策が必要。
- 廃棄物不法投棄連絡員による監視パトロールの実施
- 啓発看板の設置
- 不法投棄が集中している箇所周辺の環境整備、禁止看板の設置、不法投棄パトロールの強化等により、不法投棄全体の削減を行うことで未然防止を図っている。
- 地域区長等との情報交換

⑤ 住民への自動車リサイクル制度の周知の状況、同制度に対する苦情の発生及び対応の状況

- 苦情はない。
- 不法投棄監視員及び役場担当者にて定期的にパトロールを実施している。
- 町広報等により周知を行っている。
- 景観の視点から近隣住民からの苦情が大半であり、それに対しては現場確認後、原因者の特定・指導に努めている。
- ポスター・チラシによる啓発
- 建設業等に不法投棄パトロールステッカーなどを配布し、移動の度に監視を行ってもらう。

2. 役割分担の在り方

自動車リサイクル制度における他の責務者との役割分担の在り方

- リサイクル料金の負担が原因者にあることは指導の立場として言いにくいものがあるが、不法投棄等対策支援事業の周知を図り、処理に努めていきたい。
- 住民への周知は町村、発生後の対応は原因者により町村又は県
- 債務者間の役割分担を明確に位置づけ、連絡・連携体制を整備し、処理が滞りなく進められるようにする。
- メーカーの製造時に、製品を解体する際、最終埋立物となる部分の削減を考えた製品作りを行うとともに、メーカーの製造時にリサイクル品の利用率の向上を図ることにより、解体業者の高額となる最終処分費の削減ができ、不法投棄の削減へつながると思われる。
- 製造メーカー又は販売者において、制度の周知を徹底してほしい。
- 自動車販売店との協力、連携を図る必要がある。
- 今後も、各々の責務者における負担（金銭的及び作業量的な負担）の均衡に努め、適切な制度運用をお願いしたい。

3. 将来の自動車リサイクル制度のあるべき姿

(1) 自動車リサイクル制度施行による効果や影響

- 家電リサイクルとは違い、リサイクル料金の前払い方式であるため効果がある。近年は廃棄自動車にも買い取り価格が付く時代であり、放置自動車が減っている。
- さらなる不法投棄発生防止を図るため、今後は、デポジット制度または生産者責任制度の導入検討をしてはどうか。
- 不法投棄につながらない確実な処理、資源化。
- リサイクル制度よりも、所有者のモラルの欠如に原因があると考えるので、厳罰化を希望する。

(2) (公財)自動車リサイクル促進センターが実施する「不法投棄対策支援事業」についての意見

- 手続きの簡素化
- 一時的にしても町財政にとって費用負担が大きくなることから、支援に至るまでに迅速に処理が進むことが必要である。
- 代執行に踏み切ることができる自治体にとっては有意義
- 市町村に対して説明会を実施してほしい。

(3) 自動車リサイクル制度導入が検討された時期には想定されなかった新たな課題の発生

○発見から処分に至るまでに、多くの法令や関係機関との手続きがあることから、簡略化していただきたい。

(4) 自動車リサイクル制度全般について、現在、困っていること

○解体しても利益を出せなければ、車両や破碎くずの不法投棄が広がる可能性がある。

○廃車（自動車としての利用を終了）する際に、対象の自動車を実際に引き取るように法改正すべき。廃車後の倉庫利用を認めていることが不法投棄につながっている。

○今後、不法投棄が発生した場合の対応策が確立されたおらず、予算措置も困難であること。

(5) 自動車リサイクル制度の見直しにおいて、町村にとって必要な改善点

○原因者がわからない不法投棄車両の撤去等に係る費用への支援や車両ナンバー等がない使用済み自動車の不法投棄原因者を特定できる所有状況の履歴化と情報提供体制の構築を期待したい。

○改善点は特にはないが、不法投棄対策支援事業を今後もっと活用していきたい。

○町財政において費用負担が大きな問題となることから、製造者責任を強化し費用負担を抑え、原状回復が迅速に行えることが必要である。

○不法投棄車両を早期に発見し、対応できるような監視体制をつくる。

○リサイクル料金の前払い制度は良いことだと思う。家電4品目も同システムであれば、より不法投棄が減少したのでないかと思われる。

○事業者に対して許可（認可）等を行う国や県、適正な処理を行う関係事業者、自動車の所有者、この3者が責任を果たしていれば、町村が無理に本制度に組み込まれる必要はない。

○不法投棄に対する厳罰化や、車両所有者の確認が簡易にできる方法の確立。